

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年6月12日京都市条例第8号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 被保険者が後期高齢者医療制度に移行した場合に係る保険料の軽減措置（注）

（1）特定世帯に対する軽減措置の延長

京都市国民健康保険に加入する世帯の構成員の一部が後期高齢者医療制度に移行した場合について、当該世帯に係る保険料の賦課額（基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に限る。）のうち世帯別平等割額は、その他の世帯の額の2分の1の額とすることとする軽減措置を定めているところ、当該軽減措置を講じる期間を3年間延長し、後期高齢者医療制度に移行した者が被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後8年を経過する月までの間とすることとしました。ただし、延長された3年間に係る世帯別平等割額は、その他の世帯の額の4分の3の額とすることとしました。

（2）所得金額が低い世帯に対する軽減措置の恒久化

世帯の構成員の所得金額の合算額が一定額を超えない世帯について、京都市国民健康保険条例施行細則に定める基準に基づき当該世帯に係る保険料を減額できるか否かを判定するに当たり、後期高齢者医療制度に移行した者の人数及び所得金額（当該者が特例対象被保険者等である場合にあっては、所得金額に一定の減額をした額）を考慮することとする軽減措置を定めているところ、当該軽減措置を恒久化することとしました。

注 平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、国民健康保険に加入する一定の世帯の構成員の一部が同制度に移行する場合において当該世帯に係る保険料の負担が急激に増加することがないようにするため、その移行の時から5年の期間を対象として設けた特例措置をいう。

2 退職被保険者等以外の被保険者に係る基礎賦課額の特例措置の延長

平成25年度までの暫定措置とされていた高額な医療に係る交付金事業が平成26年度まで延長されることとなったことに伴い、保険料の賦課額のうち退職被保険者等以外の被保険者に係る基礎賦課額の総額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要す

る費用及びその費用のための収入に、当該交付金事業を行う国民健康保険団体連合会に本市が納付する拠出金に相当する額及び当該交付金事業により国民健康保険団体連合会が本市に交付する交付金を加算する措置を延長することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

## 京都市条例第 8 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「イ」の右に「又はウ」を加え、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の右に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の右に「及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第14条の7第1項第3号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「イ」の右に「又はウ」を、「得た数」の右に「及び特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

附則第3項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成25年度分の保険料から適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部保険年金課）